

旅客營業規則

(2023年10月1日改正)



旅 客 営 業 規 則

目 次

第 1 編 総 則

第 1 条	この規則の目的	1
第 2 条	適用範囲	1
第 2 条の 2	規則の変更	1
第 3 条	用語の意義	1
第 4 条	運賃・料金前払いの原則	2
第 5 条	契約の成立時期および適用規定	2
第 6 条	旅客の運送等の制限または停止	2
第 7 条	運行不能の場合の取扱方	2
第 8 条	期間の計算方	3
第 9 条	乗車券類・手回り品切符等に対する証明	3
第 10 条	旅客等の提出する書類	3

第 2 編 旅 客 営 業

第 1 章 通 則

第 1 1 条	乗車券類の購入および所持	4
第 1 2 条	営業キロ程	4

第 2 章 乗車券類の発売

第 1 節 通 則

第 1 3 条	乗車券類の種類	5
第 1 4 条	特殊割引乗車券の取扱方	5
第 1 5 条	乗車券類の発売箇所	5
第 1 6 条	乗車券類の発売範囲	6
第 1 7 条	乗車券類の発売日	6
第 1 8 条	乗車券類の発売時間	6
第 1 9 条	割引乗車券の発売の制限	6
第 2 0 条	割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	6
第 2 1 条	割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合	7

第 2 節 普通乗車券の発売

第 2 2 条	普通乗車券の発売	8
---------	----------	---

第3節 定期乗車券の発売

第23条	通勤定期乗車券の発売	9
第24条	通学定期乗車券の発売	9
第25条	定期乗車券の一括発売	10

第4節 回数乗車券の発売

第26条	回数乗車券の発売	11
第26条の2	削 除	11
第26条の3	削 除	11

第5節 団体乗車券の発売

第27条	団体乗車券の発売	12
第28条	団体旅客運送の申込み	13
第29条	団体旅客運送の予約	14
第30条	団体旅客申込人員等の変更	14
第31条	責任人員	14
第32条	団体旅客に対する保証金	14

第6節 削 除

第7節 特殊割引乗車券の発売

第33条	被救護者割引普通乗車券の発売	16
第34条	被救護者割引証	16
第35条	身体障害者割引乗車券および知的障害者割引乗車券ならびに精神障害者割引乗車券の発売	17
第36条	削 除	17
第37条	特別の割引をする乗車券の発売	17

第8節 特別急行券の発売

第38条	特別急行券の発売	18
------	----------	----

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

第39条	旅客運賃・料金の種類	19
第40条	旅客運賃・料金の計算方	19
第41条	営業キロ程のは数計算方	19
第42条	旅客の区分およびその旅客運賃・料金	19
第43条	特殊割引旅客運賃	20

規 則 目 次

第44条	削 除	20
第45条	旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止	20

第2節 普通旅客運賃

第46条	片道普通旅客運賃	21
第47条	往復普通旅客運賃	21

第3節 定期旅客運賃

第48条	定期旅客運賃	22
第49条	は数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃	22

第4節 回数旅客運賃

第50条	回数旅客運賃	23
------	--------	----

第5節 団体旅客運賃

第51条	団体旅客運賃	24
第52条	団体旅客の無賃扱い	24
第53条	割引率適用方	24
第54条	団体旅客運賃の計算方	24
第55条	実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃	25

第6節 削 除

第7節 特殊割引旅客運賃

第56条	被救護者割引普通旅客運賃	26
第57条	身体障害者割引旅客運賃および知的障害者割引旅客運賃ならびに精神障害者割引旅客運賃	26
第58条	削 除	26
第59条	特別の割引をする旅客運賃	26

第8節 特別急行料金

第60条	特別急行料金	27
------	--------	----

第4章 乗車券類の効力

第1節 通 則

第61条	乗車券類の使用条件	28
第62条	効力の特例	28

第63条	券面表示事項が不明となった乗車券類	28
第64条	自動改札装置用の乗車券裏面の磁気が不明となった乗車券	28
第65条	不乗区間に対する取扱い	29
第66条	有効期間の起算日	29
第67条	小児用乗車券類の効力の特例	29
第68条	乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方	29

第2節 乗車券の効力

第69条	有効期間	30
第70条	継続乗車	30
第71条	途中下車	30
第72条	削 除	31
第73条	改氏名の場合の定期乗車券の書替え	31
第74条	乗車券が前途無効となる場合	31
第75条	定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	31
第76条	定期乗車券が無効となる場合	32
第77条	通学定期乗車券の効力	33
第78条	割引回数乗車券等の効力	34

第3節 特別急行券の効力

第79条	特別急行券の効力	35
第79条の2	特別急行券の有効期間	35
第80条	特別急行券が無効となる場合	35

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

第81条	乗車券類の券面表示事項	36
第82条	この章において規定する乗車券類の様式の変更または補足等	36
第83条	字模様の印刷	37
第84条	乗車券類の駅名等の表示方	38
第85条	旅客運賃・料金の割引等に対する表示	38

第2節 乗車券類の様式

第1款 普通乗車券の様式

第86条	普通乗車券の様式	39
------	----------	----

第2款 定期乗車券の様式

第87条	定期乗車券の様式	41
------	----------	----

第3款 回数乗車券の様式

第88条 回数乗車券の様式	42
第88条の2 削除	42
第88条の3 削除	43

第4款 団体乗車券の様式

第89条 団体乗車券の様式	44
第90条 団体計数券の様式	45

第5款 削 除

第6款 特殊割引乗車券の様式

第91条 被救護者割引普通乗車券の様式	46
第91条の2 身体障害者用割引乗車券および知的障害者用割引乗車券ならびに精神障害者用割引乗車券の様式	46
第91条の3 削除	46

第3節 特別補充券の様式

第92条 特別補充券の発行	47
第93条 特別補充券の様式	47
第94条 削除	48

第4節 特別急行券の様式

第95条 特別急行券の様式	49
第95条の2 車内特別急行券の様式	50

第6章 乗車券類の改札および引渡し

第1節 通 則

第96条 乗車券類の改札	52
第97条 乗車券類の引渡し	52

第2節 乗車券類の改札および引渡し

第98条 普通乗車券の改札および引渡し	53
第99条 定期乗車券の改札および引渡し	53
第100条 回数乗車券の改札および引渡し	53
第101条 団体乗車券の改札および引渡し	53
第102条 特別急行券の改札および引渡し	53

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

- 第103条 乗車変更等の取扱箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
 第104条 払いもどし請求権行使の期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
 第105条 乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受または払いもどしをする場合の既収額・・・・54

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

- 第106条 乗車変更の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
 第107条 乗車変更の取扱範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
 第108条 割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限・・・・・・・・55
 第109条 特別急行券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限・・・・・・・・55
 第110条 継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止・・・・・・・・・・・・55
 第111条 別途乗車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55

第2款 乗越し

- 第112条 乗車券の乗越し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
 第113条 特別急行券の乗越し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

第3款 方向変更

- 第114条 方向変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

第4款 乗越し・方向変更の競合

- 第115条 乗越し・方向変更の競合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

第5款 列車変更

- 第116条 列車変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

第6款 団体乗車券変更

- 第117条 団体乗車券の行程変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

- 第118条 旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還・・・・・・・・・・・・58
 第119条 乗車変更等の手数料の払いもどし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

第120条 旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

第2款 無 札

第121条 乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受・・・・・・・・・・59
 第122条 定期乗車券不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受・・・・・・・・・・60
 第123条 無札旅客の乗車駅不明の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
 第124条 回数乗車券の使用済み回数不明の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
 第125条 特別急行券等の無札および不正使用の旅客に対する特別急行料金・増料金等の收受・・・・61

第3款 乗車券類の紛失

第126条 乗車券類紛失の場合の取扱方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
 第127条 再收受した旅客運賃・料金の払いもどし・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
 第128条 団体乗車券紛失の場合の取扱方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

第4款 任意による旅行の取りやめ

第129条 旅行開始前の旅客運賃の払いもどし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
 第130条 有効期間の使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし・・・・・・・・・・62
 第131条 旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
 第132条 特別急行券に対する料金の払いもどし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
 第133条 旅行開始後の旅客運賃の払いもどし・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
 第134条 不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
 第135条 定期乗車券の使用開始後の旅客運賃の払いもどし・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
 第136条 回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
 第137条 旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし・・・・・・・・・・64
 第138条 傷い疾病等の場合の証明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
 第139条 有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

第5款 運行不能および遅延

第140条 列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
 第141条 旅行中止による旅客運賃・料金の払いもどし・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
 第142条 無賃送還の取扱方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
 第143条 他経路乗車の取扱方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
 第144条 旅客運賃・料金の払いもどし駅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
 第145条 不通区間の別途旅行の取扱方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
 第146条 運行休止の場合の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし・・・・・・・・・・66
 第147条 運行不能・遅延等の場合のその他の請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
 第148条 遅延等の場合の特別急行料金の払いもどし・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

第6款 誤乗および誤購入

第149条 誤乗区間の無賃送還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67

第150条 誤乗区間無賃送還の取扱方・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
第151条 乗車券類の誤購入の場合の取扱方・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

第8章 入 場 券

第152条 入場券の発売・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
第153条 入場券の料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
第154条 入場券の効力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
第155条 入場券が無効となる場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
第156条 入場券の様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
第157条 入場券の改札および引渡し・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
第158条 使用時間が経過した入場券の取扱い・・・・・・・・・・70
第159条 無札入場者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70
第160条 入場料金の払いもどし・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

第9章 手 回 り 品

第161条 手回り品および持込禁制品・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
第162条 無料手回り品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
第163条 有料手回り品および手回り品料金・・・・・・・・・・72
第164条 手回り品切符・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
第165条 手回り品切符の使用条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
第166条 持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置・・・・・・・・73
第167条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置・・・・・・・・73
第168条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置・・・・・・・・73
第169条 手回り品の保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・73

旅 客 営 業 規 則

第 1 編 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、泉北高速鉄道株式会社（以下「当社」という。）の旅客の運送ならびにこれに付帯する入場券の発売等の事業（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 当社が経営する泉北高速鉄道による旅客の運送等については、別に当社が定める場合を除いて、この規則を適用する。

2 他社線と連絡運輸を行う場合は、連絡運輸に関する規則にもとづいて取り扱う。

(規則の変更)

第 2 条の 2 当社は次の各号のいずれかに該当する場合、この規則を当社の裁量により変更できるものとする。

- (1) 規則の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。
- (2) 規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は前項による規則の変更をするときは、その効力発生時期を定め、この規則を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載の他適切な方法で効力発生時期が到来するまでに周知するものとする。

(用語の意義)

第 3 条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「当社線」とは、泉北高速鉄道をいい、「他社線」とは、泉北高速鉄道と連絡運輸をする鉄道および軌道をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場をいう。
- (3) 「列車」とは、旅客の運送を行う電車をいう。
- (4) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。
- (5) 「乗車券類」とは、乗車券および特別急行券をいう。
- (6) 「指定学校」とは、学校指定取扱規程第 2 条に定める施設をいう。
- (7) 「学生証等」とは、指定学校の代表者において必要事項を記入し、その在籍する学生、生徒、児童または幼児に対して発行された学生証、生徒証、児童証等をいう。

- (8) 「南海」とは、南海電気鉄道株式会社をいう。
- (9) 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社をいう。
- (10) 「駅長」とは、駅長、副駅長、上席助役および助役をいう。

(運賃・料金前払いの原則)

第4条 旅客の運送等の契約の申し込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって、所定の運賃・料金を提供するものとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、定期旅客運賃ならびに団体旅客運賃については、旅客は、当社において特に認めた小切手をもって支払うことができる。

(契約の成立時期および適用規定)

第5条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客等が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類・手回り品切符等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限または停止)

第6条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることができる。

- (1) 乗車券類および入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込みの列車の制限

- 2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客、またはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することができる。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

- 2 前項ただし書の規定は、特別急行券についても準用する。ただし、不通区間通過となる場合でその前後の区間の乗車列車について接続の手配を講じたときに限る。

- 3 列車の運行が不能となった場合であっても、当社において、別に定める方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

(期間の計算方)

第8条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類・手回り品切符等に対する証明)

第9条 当社において、乗車券類・手回り品切符等、旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押す。

(旅客等の提出する書類)

- 第10条** 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が当社に提出する書類は、ボールペン等をもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。ただし、第23条第2項に規定する定期乗車券購入申込書は、鉛筆をもって記載するものとする。
- 2 旅客等は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合（前項ただし書の場合を除く。）は、その訂正箇所に、相当の証印を押すものとする。

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通 則

(乗車券類の購入および所持)

- 第 1 1 条** 列車に乗車する旅客は、その乗車する列車に有効な乗車券類を購入し、これを所持しなければならない。
- 2** 前項の規定によるほか、当社が特に特別急行料金を収受するものとして指定した列車に乗車するときは、その列車に有効な特別急行券を購入し、所持しなければならない。
- 3** 前 2 項の規定にかかわらず、係員の承諾を得て乗車券類を購入しないで乗車した旅客は、列車に乗車後、旅行の終了までの適時において、相当の乗車券類を購入するものとする。

(営業キロ程)

- 第 1 2 条** 旅客運賃の計算その他の旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、営業キロ程による。

第2章 乗車券類の発売

第1節 通 則

(乗車券類の種類)

第13条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 { 片道普通乗車券
往復普通乗車券
- (2) 定期乗車券 { 通勤定期乗車券
通学定期乗車券

(3) 回数乗車券

(4) 団体乗車券

(5) 削 除

(6) 特殊割引乗車券

- ア 特殊割引普通乗車券
- イ 特殊割引定期乗車券
- ウ 特殊割引回数乗車券

(注)「特殊割引乗車券」を略称して「割引乗車券」を用いることがある。

(7) 特別急行券

(特殊割引乗車券の取扱方)

第14条 特殊割引乗車券の取扱方は、特に規定のない場合は、無割引の乗車券と同じとする。

(乗車券類の発売箇所)

第15条 乗車券類は、別に定める場合を除いて、駅において発売する。

2 係員の承諾を得て特別急行券を所持しないで特別急行列車に乗車した旅客に対しては、前項の規定にかかわらず、列車内において発売する。

3 乗車券類は、前各項に規定する外、当社が臨時に設置した乗車券臨時発売所において発売することがある。

（乗車券類の発売範囲）

第16条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、定期乗車券、団体乗車券、特殊割引定期乗車券および特別急行券は、他駅から有効なものを発売することができる。

2 車内において発売する乗車券類は、特別急行券に限って発売する。

（乗車券類の発売日）

第17条 乗車券類は、発売当日から有効開始となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券

有効期間開始の日の14日前から発売する。

(2) 団体乗車券

運送引受け後であって、旅客の始発駅出発日の21日前から発売する。

(3) 特別急行券

当該列車が始発駅を出発する日の1か月前（前月の同じ日）から発売する。

2 当社が乗車券類の発売を委託した箇所においては、前項の規定にかかわらず、乗車券類を別に定める発売日から発売することがある。

（乗車券類の発売時間）

第18条 駅における乗車券類の発売時間は、別に定める場合を除き、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期乗車券・団体乗車券または特別急行券については、その発売時間を別に定めることがある。

（割引乗車券の発売の制限）

第19条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅行開始前に限って発売する。

（割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い）

第20条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証または通学定期乗車券もしくは通学証明書を、使用資格者が不正使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

（割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合）

第21条 旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき
- (2) 表示事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき

2 旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないものおよび発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの
 - (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの
- (注) 2項の場合は、割引証の無効回収は行わない。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第22条 普通乗車券は、次の各号に定めるところにより発売する。

(1) 片道普通乗車券

片道1回乗車する場合に発売する。

(2) 往復普通乗車券

往路または復路とも片道普通乗車券を発売することができる区間において往復1回乗車する場合に発売する。

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第23条 常時、区間を同じくして乗車する旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、通勤定期乗車券を発売する。ただし、定期乗車券発行機能付自動券売機(以下「マルチ券売機」という。)により購入する旅客は、定期乗車券購入申込書の提出を省略することができる。

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

表面

裏面

定期券購入申込書	
<small>※継続購入の場合は太フライン内に記入ください</small>	
新規・継続	
定期券の種類をお選びください	ICOCA 定期券・PiTaPa 定期券・磁気定期券 <small>★初めてICOCA定期券をご購入の場合は、デビット(預かり金)500円が必要です。 ★ICOCAまたはICOCA定期券をお持ちの場合は、本申込書とあわせてご提出ください。 ●PiTaPa定期券をご購入の場合は、定期券印字ができるPiTaPaカードが必要です。</small>
券種	鉄道・鉄道バス連絡・バス 障がい・療育・介護
通勤・通学 大人・小児	
使用開始日	西暦 年 月 日
有効期間	1か月・3か月・6か月・学期 <small>(只以単独通学のみ)</small>
利用区間(鉄道)	泉北 駅 ~ 泉北 駅 南海 地下鉄 經由 ()
利用区間(バス)	大阪府下全線フリー () フリー <input type="checkbox"/> 持参人
氏名	姓(カタカナで記入ください) 名(カタカナで記入ください) 男・女
生年月日	西暦 年 月 日
電話番号	- - 郵便番号 〒 - -
支払方法	現金・クレジット決済・PiTaPa 決済 (PiTaPa 定期券のみ)
学校名	<small>※通学定期券ご購入の場合は必ず記入ください</small>
IC定期券有効期間外の利用について	<input type="checkbox"/> 定期券の有効期間外も、ICOCAの「カード残額利用」または、PiTaPaの「PiTaPa交通利用」を利用する…(無記入) <input type="checkbox"/> 有効期間外であることを改札側の扉を押しお知らせします…(デタッチをいれる)
カード 決済番号 (4桁の数字)	★ICOCA定期券をご購入の場合はご記入ください <small>※ICカード発行手数料の徴、カード廃棄に充当します。 ※継続購入時、変更を希望しない場合は記入不要です。</small>

19.5cm

11.2cm

◎ご案内

- 定期券の発売、払戻しその他は、当社約款により取り扱うことに同意いただいたものといたします。
- 継続定期券は、お持ちの定期券と同じ区間・経由等で発売いたします。
- 通学定期券を新学期に入ってから最初にお求めの場合は、通学証明書を添えてお申込みください。
- この申込書に記載いただく個人情報、「東北高速鉄道事業プライバシーポリシー」に定める利用目的の範囲内で使用させていただきます。
- ICOCA 定期券ご購入のために記載いただく個人情報、本人確認等のため、ICOCA を発売する他社に提供することがあります。

クレジットまたはPiTaPa決済(口座引落し)に同意します

※係員記入欄

ICOCA定期券新規購入 新規媒体 既存媒体

(通学定期乗車券の発売)

第24条 指定学校の学生、生徒、児童または幼児が通学のため、常時、区間を同じくして、順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出(第77条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の学生証等の場合は呈示)し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地もより駅と在籍指定学校もより駅との相互間について通学定期乗車券を発売する。ただし、マルチ券売機により購入する場合は、定期乗車券購入申込書の提出を省略することができる。

2 通学証明書の様式は次のとおりとする。

契約

No.

通 学 証 明 書

学校種別 又は指定番号		区 分	
通学者の氏名 年齢及び性別	(男) (才) 女		
通学者の居住地			
部 科 及 び 学 年	部	科	学年(年次)
証 明 書 番 号			
通 学 区 間	駅	駅間	経由
通学定期乗車券の有効期間	か月		
※通学定期乗車券の使用開始日	平成 年 月 日から		

18.2cm

証 明	平成.....年.....月.....日発行		
	学 校 所 在 地.....		代表者 職 印
	学 校 名.....		
	学校代表者氏名.....		

- 1 この証明書の有効期間は発行の日から1か月間です。
- 2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。
- 3 この証明のうち※印の欄は通学者が記入してください。
- 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印がないものは、使用できません。

下欄には記入しないでください。

年 月 日 まで		
(発 行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

12.5cm (裏無地)

備考 必要により様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1カ月間とする。ただし、指定学校の規定による有効開始日または有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を乗車券の有効日とする場合に限る。

4 指定学校の学生・生徒もしくは児童が実習のため実習場（通信教育を行う学校にあっては、面接授業または試験会場を含む。）まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときは、第1項に準じて通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第25条 第23条および第24条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間内には数となる日数を付加して発売することがある。

第4節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売)

第26条 同一運賃区間をしばしば乗車する旅客に対し、11回の回数乗車券を発売する。

2 前項の規定による回数乗車券は、身体障害者、知的障害者および精神障害者ならびに介護者に発売するものに限る。

第26条の2 削除

第26条の3 削除

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第27条 一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であつて、次の各号の一に該当し、かつ、当社が団体としての運送の引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次の1に該当する学校等の学生等とその付添人および当該学校等の教職員（囑託している医師および看護師を含む。以下同じ。）によって構成された25人以上の団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものは、その人員が25人未満のときであってもこの取扱いをする。

(ア) 指定学校の学生・生徒・児童または幼児

(イ) 児童福祉法第39条（昭和22年法律第164号）に規定する保育所の児童および同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童

イ 付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

(ア) 幼稚園の幼児・保育所の児童・幼保連携型認定こども園の児童または小学校第3学年以下の児童であるとき

(イ) 障がいまたは虚弱のため当社において付添を必要と認めるとき

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの

2 前項に規定するものの外、当社において特に必要と認め、旅行目的・割引を受ける者の資格等特別の運送条件を定めた団体（以下「特殊団体」という。）の旅客で、当社が運送の引受けをしたものに対しても、団体乗車券を発売することがある。

3 普通乗車券を購入しようとする旅客が、第1項に規定する団体へ参加等の事由により、団体旅客としての取扱いを希望する場合は、特別の約束を旅客が承諾したときに限り、普通旅客運賃を収受して、団体乗車券を発売することがある。

4 団体旅客に対し、輸送力その他の理由によって分割輸送の必要があるときは、団体計数券を発行し、分割乗車の取扱いをすることができる。

(団体旅客運送の申込み)

第28条 第27条の規定により団体乗車券を購入しようとする者は、あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車・その他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、当社において特に認める場合は、団体旅客運送申込書の提出を省略することができる。

2 団体旅客運送申込書の様式は、次の通りとする。

団体旅客運送申込・引受書									
大阪府都市開発株式会社 泉北高速鉄道 御中					年 月 日				
ふりがな					種類		普通・中学生・その他学生		
団体名					申込人員		小児 計		
申込人員		大人		教職員 行旅人		小児		計	
年・月・日		区 間		希望時刻		(この欄は当社で記入します)			
						決定時刻		列車	
						着時刻		記 号	
-		-		:		:		:	
-		-		:		:		:	
-		-		:		:		:	
-		-		:		:		:	
-		-		:		:		:	
-		-		:		:		:	
-		-		:		:		:	
上記の団体旅客運送について貴社の営業規則を承諾のうえ申込みします。									
代表者 住所									
氏名		印 TEL							
団体あつ旋人									
受付日		平成 年 月 日		泉ヶ丘駅長		担当			
引受日		平成 年 月 日		泉ヶ丘駅長		担当			
責任人員		大人 名		小児 名		運送引受番号		号	
						運送引受番号		号	
						運送引受番号		号	
保証金		(納付)平成 年 月 日		運輸部長		南海承認			
						南海承認			

「——」で囲まれた部分をご記入下さい。

18.2cm (裏無地)

備考 2片制とする。

3 団体旅客運送の申込者は、次の各号に定める通りとする。

(1) 学生団体

教育長または学校長（保育所の代表者を含む。以下この号において同じ。）ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者、申込責任者または旅行あつ旋業者

4 団体旅客運送申込書の記入方は、次の各号に定めるところによる。

(1) 代表者住所氏名欄には、前項に規定する申込者の住所氏名を記入する。

(2) あつ旋人住所氏名欄には、旅行あつ旋業者があつ旋をした場合に当該旅行あつ旋業者の住所氏名を記入する。ただし、普通団体であつて、旅行あつ旋業者が申込者の場合は、同欄の記入は省略する。

(3) 前項第1号の場合で、数校連合のときまたは第27条第3項の規定により普通乗車券を購入して乗車しようとする旅客が、団体旅客としての取扱いを希望するときは、申込人員欄の所定欄に総申込人員を記入するほか、記事欄に関係学校別の人員または普通乗車券を購入して乗車しようとする人員を明示する。

(団体旅客運送の予約)

第29条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合で、当社において運輸上支障がないと認めるときは、当該団体旅客運送の引受けをする。

- 2 前項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に前条の規定によって収受した団体運送申込書に引受けをした旨を記載し交付するものとし、第31条第1項第2号に該当する団体の場合は、引受けをした団体運送申込書交付の通知を発した日から7日以内にこれを引き取らないときは、当該団体運送の申込みは取り消されたものとみなして取り扱う。
- 3 前項の規定によって、団体旅客運送引受書の交付を受けた団体旅客運送申込者は、団体乗車券購入の際これを呈示しなければならない。

(団体旅客申込人員等の変更)

第30条 団体旅客の運送引受け後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更は、当社において運輸上支障がないと認められた場合に限りこれを行う。ただし、当該団体の始発駅出発日前7日以降においては、その取扱いをしないことがある。

(責任人員)

第31条 団体旅客を次の各号の一により運送する場合は、その団体旅客の全行程について申込人員（大人と小児との混合の団体の場合は、大人と小児との各別の申込人員）の9割に相当する人員（1人未満の人数は、大人と小児とを各別に切り捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として引受けを行う。

- (1) 特別に列車を設定し、または客車を増結して運送する場合
- (2) その他特別の手配をして運送する場合

- 2 前項の規定にかかわらず、当社において特に必要と認める場合は、行程中の一部区間について前項の規定を適用し、または前項の規定による責任人員を減ずることまたは免ずることがある。
- 3 団体旅客運送の引受け後、前条の規定による団体の引受条件の一部の変更の承諾を行う場合で第1項の規定による責任人員に異動を生ずるときは、責任人員が減少したときは責任人員の変更を行わない。
- 4 前項の規定にかかわらず、団体旅客運送の引受け後において、当社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、第1項の規定による責任人員が減少したときは、責任人員を減ずることがある。

(団体旅客に対する保証金)

第32条 団体旅客の申込者は、前条の規定により責任人員を付された場合は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の1割に相当する額（100円未満の人数は100円単位に切り上げる。）を保証金として、当社に納付するものとする。

- 2 前項の規定による保証金は、当社において指定した日までに団体乗車券を購入する駅に納付するものとし、申込者が、その日までに保証金を納付しなかったときは、その申込みが取り消されたものとみなす。

- 3 保証金の納付後において、当社の責に帰さない事由によって申込者がその申込みを取り消したときは、これを返還しない。
- 4 第30条の規定による団体の申込人員等の変更の承諾を行ったときは、保証金の納付前の場合にあっては、変更後の申込人員等に対する保証金の納付を受け、又、保証金の納付後の場合にあっては、納付すべき保証金の額と既に収受した保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し、過剰額は返還しない。
- 5 保証金の納付後において、当社の責任となる事由によって引受条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、納付すべき団体旅客運賃が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。
- 6 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃の一部に充当し、過剰額があってもその過剰額は返還しない。
- 7 保証金は、次の各号の一に該当する場合に限り、その納付額全額の返還を行う。
 - (1) 当社の都合によって解約した場合
 - (2) 天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなったため解約した場合
- 8 保証金に対しては利子を付さない。

第6節 削 除

第7節 特殊割引乗車券の発売

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第33条 当社が特に指定する施設に保護され、または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼、虚弱もしくは障がいのためまたは逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人に限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(注) 当社が特に指定する施設とは、養護施設・知的障害児施設・盲ろうあ児施設・虚弱児施設・し体不自由児施設・救護院・老人福祉施設・少年院・少年鑑別所等の施設で、旅客鉄道会社が指定した施設を指す。

(被救護者割引証)

第34条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その保護または救護を受ける施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年齢・付添人を必要とするときは、付添人の氏名および年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称ならびにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次の通りとする。

表		裏	
被救護者旅客運賃割引証 番号 指定番号		(この割引証の使用上の注意) (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者とその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。 (2) この割引証は旅行開始前に限って使用することができます。 (3) この割引証の記入事項(太く内を除く)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む)し、又は押印していないものは、使用出来ません。 (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。 (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。 (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。 (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。 (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。	
乗車 車 区 間 乗車券の種類 旅行証明書番号 被救護者の氏名 及び年齢 付添人の氏名 及び年齢 割引率 有効期限 施設の所在地 施設名 代表者氏名	駅から 駅まで 理由 片道 被救護者 片道 往復 付添人 往復 (才) (才) 5割 平成 年 月 日 まで 平成 年 月 日 発行 代表者 職印	12.8cm 9.1cm	備考 この様式は、必要に応じ変更することがある。

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1カ月間とする。

（身体障害者割引乗車券および知的障害者割引乗車券ならびに精神障害者割引乗車券の発売）

第35条 身体障害者割引乗車券および知的障害者割引乗車券ならびに精神障害者割引乗車券の発売については、身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程ならびに精神障害者旅客運賃割引規程による。

第36条 削 除

（特別の割引をする乗車券の発売）

第37条 当社が特に必要と認める場合は、旅行目的・割引を受ける者の資格・割引区間・割引証票等を特定し、または季節により旅行目的地を特定して、特別の割引をする乗車券を発売することがある。

2 前項の規定によって特別の割引をする乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅・発売区間等をそのつど関係の駅に掲示する。

3 当社が業務上特に必要と認めた場合は、旅客運賃の払いもどし・乗車変更の取扱について、特別の約束をして発売することがある。

第 8 節 特別急行券の発売

(特別急行券の発売)

第 38 条 特別急行券は、第 11 条第 2 項に規定する列車に乗車する旅客に対して、乗車日・列車名・座席および乗車区間を指定して発売する。ただし、運輸上の都合により乗車列車または座席の指定を省略することがある。

2 南海連絡となる特別急行券の発売については、別途定める。

2 前項の規定による幼児または乳児であっても、次の各号の一に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

(1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき

(2) 幼児が、乗車券を所持する6歳以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、2人をこえたものだけ小児とみなす。

(3) 幼児が、団体旅客として旅行するときまたは団体旅客に随伴されて旅行するとき。

(4) 幼児または乳児が、指定を行う座席を幼児または乳児だけで使用して旅行するとき。

3 前項の場合の外、幼児または乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

（特殊割引旅客運賃）

第43条 特殊割引旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃または小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額（以下このは数計算方法を「は数計算」という。）とする。

2 往復乗車する場合の特殊割引普通旅客運賃は、片道特殊割引普通旅客運賃を2倍した額とする。

第44条 削 除

（旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止）

第45条 旅客は、旅客運賃・料金について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券類について、重複して旅客運賃・料金の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(片道普通旅客運賃)

第46条 片道普通旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人片道普通旅客運賃は、別表1のとおりとする。

ただし、光明池駅～和泉中央駅間および同区間と他の区間にまたがって乗車する場合は、20円を加算する。

(2) 小児片道普通旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

(往復普通旅客運賃)

第47条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

第3節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)

第48条 定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 1カ月定期旅客運賃

ア 大人

(ア) 通勤

別表1のとおりとする。

ただし、光明池駅～和泉中央駅間および同区間と他の区間にまたがって乗車する場合は、840円を加算する。

(イ) 通学

別表1のとおりとする。

ただし、光明池駅～和泉中央駅間および同区間と他の区間にまたがって乗車する場合は、390円を加算する。

イ 小児

(ア) 通勤

大人通勤1カ月定期旅客運賃を折半して、は数計算した額とする。

(イ) 通学

大人通学1カ月定期旅客運賃を折半して、は数計算した額とする。

(2) 3カ月定期旅客運賃

ア 大人

その区間の大人1カ月定期旅客運賃を3倍した額から5分引して、は数計算した額とする。

イ 小児

大人3カ月定期旅客運賃を折半して、は数計算した額とする。

(3) 6カ月定期旅客運賃

ア 大人

その区間の大人1カ月定期旅客運賃を6倍した額から1割引して、は数計算した額とする。

イ 小児

大人6カ月定期旅客運賃を折半して、は数計算した額とする。

(は数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第49条 第25条第2項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は別に定める。

第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第50条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第51条 第27条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。

- (1) 学生団体 2割引
- (2) 普通団体 1割引

2 特殊団体に対する割引率は、別に定める。

(団体旅客の無賃扱い)

第52条 団体旅客のうち、25人以上99人までは1人、以上50人までを増すごとに1人を加えた人員に対して無賃運送の取扱いをする。

2 大人と小児とが混乗する場合は、大人に対して無賃扱いを適用し、無賃扱人員が大人の人員をこえるときは、そのこえる人員に限り小児に対して無賃扱いを適用する。

(注) 100人以上の団体旅客の無賃扱人員計算方

団体構成人員÷50人＝無賃扱人員（余りは切り捨て）

(例) 586人÷50人＝11人余り36人

＝11人（無賃扱人員）

(割引率適用方)

第53条 団体旅客運賃の割引をするときは、無賃扱人員を含む総人員に対して相当割引率を適用する。

(団体旅客運賃の計算方)

第54条 団体旅客運賃は、その全行程に対する1人当たり普通旅客運賃から割引額を差し引いた額を、1円未満の数はこれを円単位に切り上げて計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じては数計算した額とする。

2 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前項の規定によって算出した額を合計したものとする。

3 途中下車をする団体旅客に対しては、当該下車駅をもって前後の営業キロ程を打ち切って第1項の1人当たり普通旅客運賃を計算する。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃)

第55条 第31条の規定による条件をもって運送の引受けをした団体旅客の実際乗車人員が、責任人員に満たない場合は、実際乗車人員と責任人員に対する不足人員（大人・小児に責任人員がつけられている団体については、大人・小児別の不足人員）とによって団体が構成されているものとして、団体旅客運賃を収受する。

2 前項の場合、次の各号の人員を、大人1人を小児2人に、又小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算（換算人員の合計に1人未満のは数が生じた場合は、そのは数は切り捨てる。）して、不足人員から差し引いて計算する。

- (1) 大人および小児に責任人員がつけられている団体について、大人または小児の一方の人員が責任人員より減少し、他の一方が責任人員より超過したときは、その超過人員
- (2) 大人だけに責任人員がつけられている団体について、大人が責任人員より減少し、小児が加わったときは、新たに加わった小児の人員

第6節 削 除

第7節 特殊割引旅客運賃

(被救護者割引普通旅客運賃)

第56条 第33条の規定により、被救護者または付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

(身体障害者割引旅客運賃および知的障害者割引旅客運賃ならびに精神障害者旅客運賃)

第57条 身体障害者割引旅客運賃および知的障害者割引旅客運賃ならびに精神障害者割引旅客運賃については、身体障害者旅客運賃割引規程および知的障害者旅客運賃割引規程ならびに精神障害者旅客運賃割引規程による。

第58条 削 除

(特別の割引をする旅客運賃)

第59条 第37条の規定により特別の割引をする乗車券を発売する場合の旅客運賃の割引率は、そのつど定める。

第8節 特別急行料金

(特別急行料金)

第60条 第38条の規定によって発売する特別急行券の料金は、大人520円、小児260円とする。

2 南海連絡となる特別急行料金については、別途定める。

第4章 乗車券類の効力

第1節 通 則

(乗車券類の使用条件)

- 第61条** 乗車券類は、乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が、1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。
- 2 特別急行券は、前項の規定によるほか、その区間に有効な乗車券と同時に使用する場合に限り、これを使用することができる。
- 3 同一旅客が、同一区間に対して有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は、当該乗車については、その1枚のみを使用することができる。
- 4 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出場する場合には、使用することができない。

(効力の特例)

- 第62条** 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。
- (1) 大人用の乗車券類を小児が使用して乗車する場合
- (2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合

(券面表示事項が不明となった乗車券類)

- 第63条** 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。
- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅に差し出して書替えを請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類と引換えに再交付の取扱いをする。

(自動改札装置用の乗車券裏面の磁気が不明となった乗車券)

- 第64条** 前条の規定は、自動改札装置（以下「改札機」という。）用の乗車券で、券裏面の磁気が不明となった場合も準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

第65条 旅客は、第62条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第66条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第67条 小児用の乗車券類は、その有効期間中に使用旅客の年齢が12歳に達した場合であっても、第42条の規定にかかわらずこれを使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱い)

第68条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

(注) この場合増運賃は収受しない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第69条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。

- (1) 普通乗車券
 - ア 片道普通乗車券
1日とする。
 - イ 往復普通乗車券
2日とする。
- (2) 定期乗車券
1カ月・3カ月または6カ月とする。
- (3) 回数乗車券
3カ月とする。
- (4) 団体乗車券
そのつど定める。
- (5) 削除
- (6) 特殊割引乗車券
 - ア 特殊割引普通乗車券
普通乗車券の有効期間と同じとする。
 - イ 特殊割引定期乗車券
定期乗車券の有効期間と同じとする。
 - ウ 特殊割引回数乗車券
回数乗車券の有効期間と同じとする。

(継続乗車)

第70条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、その券面に表示された着駅までは、第61条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(途中下車)

第71条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券（定期乗車券を除く。）によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができない。

第72条 削除

(改氏名の場合の定期乗車券の書替え)

第73条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合、これを駅に差し出して、その氏名の書替えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第74条 乗車券（往復で発売した乗車券または回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号の一に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車したとき
- (2) 旅客が、第166条第1項第1号・第167条または第168条の取扱いを受けたとき
- (3) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）第42条によって車外に退去させられたとき

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第75条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を、割引証の記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき
- (3) 第21条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき
- (4) 資格等を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき
- (5) 券面表示事項もしくは、磁気券の券裏面の磁気をぬり消し、または改変して使用したとき
- (6) 区間の連続していない2枚以上の乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
- (8) 第78条の規定により証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第70条に規定する場合を除く。
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第67条に規定する場合を除く。
- (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき
- (13) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第76条 定期乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき
- (4) 券面表示事項もしくは、磁気券の券裏面の磁気をぬり消し、または改変して使用したとき
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第77条の規定による学生証等を携帯していないとき
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

乗車券の効力

(通学定期乗車券の効力)

第77条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した次の様式による学生証等を携帯する
場合に限って有効とする。

(1) 一般用

表	裏
<p style="text-align: right;">契印</p> <p style="text-align: center;">学 生 証 No.....</p> <p>下記の者は、当校 所属 部(科) <input type="checkbox"/>の学生(生徒) 学年第 学年(年度生) であることを証明する。氏名.....(才)</p> <p>生年月日 年 月 日生 住所 平成 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">写 真 契印</p> <p>発行者 所在地 学校名 代行者 氏 名 代表者職印</p>	<p>(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>
6 cm	
8.5 cm	

(2) 通学定期乗車券購入兼用

表	裏																																								
<p style="text-align: right;">契印</p> <p style="text-align: center;">学 生 証 No.....</p> <p>下記の者は、当校 所属 部(科) <input type="checkbox"/>の学生(生徒) 学年第 学年(年度生) であることを証明する。氏名.....(才)</p> <p>生年月日 年 月 日生 住所 平成 年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">写 真 契印</p> <p>発行者 所在地 学校名 代行者 氏 名 代表者職印</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">年 月 日まで有効</td> <td style="width: 50%;">通学区間 . . . 間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</td> </tr> <tr> <th>発行年月日</th> <th>通用期間</th> <th>発行駅</th> <th>記 事</th> </tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </table>	年 月 日まで有効	通学区間 . . . 間	通学定期乗車券発行控		発行年月日	通用期間	発行駅	記 事		箇月				箇月																										
年 月 日まで有効	通学区間 . . . 間																																								
通学定期乗車券発行控																																									
発行年月日	通用期間	発行駅	記 事																																						
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
6 cm																																									
17 cm																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</th> </tr> <tr> <th>発行年月日</th> <th>通用期間</th> <th>発行駅</th> <th>記 事</th> </tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </table>	通学定期乗車券発行控				発行年月日	通用期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月			<p>(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要な事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。</p> <p>(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>				
通学定期乗車券発行控																																									
発行年月日	通用期間	発行駅	記 事																																						
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								
	箇月																																								

乗車券の効力

- 備考 (1) 内には、学校種別または指定番号を表示する。
- (2) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6カ月以内に撮影した縦3センチメートル、横3センチメートルの正面上半身のものとする。
- (3) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1カ月間に限り、省略することができる。
- (4) 中学校第3学年以下の生徒・児童および幼児の学生証等は、写真を省略したものとするができる。
- (5) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の学生証等にあつては、様式の上部余白に指定駅を表示する。

2 指定学校においてその代表者が発行した学生証等で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の学生証等に代用することができる。

(割引乗車券等の効力)

第78条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した特殊割引普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者または付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">契印</div> <p style="text-align: center;">旅行証明書 No.</p> <p>下記の者は、当施設 <input type="text"/> の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。</p> <p>氏名 <input type="text"/> (才)</p> <p>付添人氏名 <input type="text"/> (才)</p> <p>乗車船区間 <input type="text"/> 駅から</p> <p style="text-align: center;">..... 駅まで</p> <p>平成 年 月 日発行</p> <p>発行者 所在地 施設名 施設代表者氏名 <input style="float: right;" type="text"/> 代表者 職 印</p>	<p style="text-align: center;">(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p> <p>(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。</p>

8.5 cm 6 cm

備考 内には、指定番号を表示する。

- 2 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1カ月間とする。
- 3 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券(付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。)は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第3節 特別急行券の効力

(特別急行券の効力)

第79条 特別急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車月日、列車名、座席および乗車区間に限って乗車することができる。

(特別急行券の有効期間)

第79条の2 特別急行券の有効期間は、その券面に指定された1日とする。

(特別急行券が無効となる場合)

第80条 特別急行券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった特別急行券を使用したとき
- (2) 特別急行券を券面表示事項に従って使用しないとき
- (3) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき
- (4) 大人が小児用の特別急行券を使用したとき
- (5) 偽造した特別急行券を使用して列車に乗車したとき
- (6) その他特別急行券を不正乗車の手段として使用したとき

第5章 乗車券類の様式

第1節 通 則

(乗車券類の券面表示事項)

第81条 乗車券類の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
- (2) 有効区間
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 特別急行券の券面には、前項に定めるほか次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 乗車月日
- (2) 列車名および発着時分
- (3) 号車および座席番号

3 次の各号に掲げる乗車券類にあっては、第1項および第2項に規定する表示事項の一部を省略またはその他必要事項を追加することができる。

- (1) 乗車券類自動発売機（以下「券売機」という。）および係員用定期券発行機で発売する乗車券類
- (2) 臨時に発売する乗車券類
- (3) その他特殊の乗車券類

(この章において規定する乗車券類の様式の変更または補足等)

第82条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であって、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、印字し、入きょうし、または記載して補うものとする。

2 乗車券類の様式は、必要によって、次の各号に定めるところにより変更することができる。

- (1) 前条第1項および第2項に規定する表示事項
 - ア 表示事項の一部の裏面表示
 - イ 表示事項の配列の変更
- (2) 前号以外の様式
 - ア 乗車券類の寸法の変更
 - イ 表示事項の表示箇所、配列または表示方法の変更
 - ウ 表示事項の一部の省略または追加

- 3 乗車券類の様式で大人・小児等の共用できる様式のものであっても、専用の様式のものを使用することがある。
- 4 普通乗車券と特別急行券は、乗車年月日が同一の場合に限り、1枚のものとして発売することがある。
- 5 運輸部長は、必要と認めた場合に乗車券類の様式およびその取扱方を変更することができる。

(字模様の印刷)

第83条 この章に規定する乗車券類には、表面に次の字模様を印刷する。

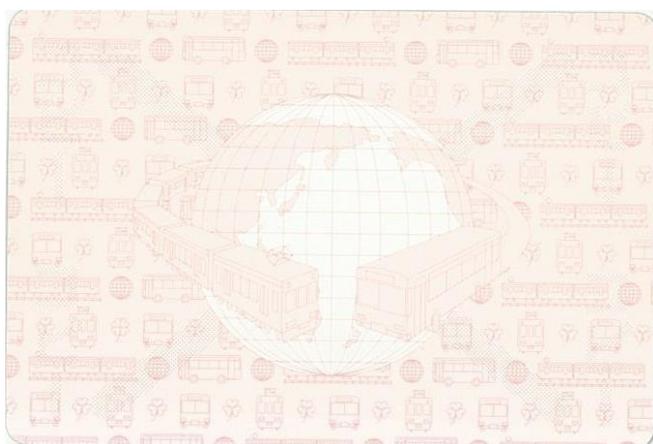
- (1) 普通乗車券、特殊割引普通乗車券、回数乗車券、特殊割引回数乗車券、団体計数券、特別急行券（係員用定期券発行機用。普通乗車券と1枚で発行したものを含む）



- (2) 団体乗車券、特殊補充券、特別急行券（特急券自動券売機用、補充用）



- (3) 定期乗車券（IC定期乗車券を除く）、特殊割引定期乗車券



（乗車券類の駅名等の表示方）

第 8 4 条 乗車券類の駅名および旅客運賃・料金は、旅客運賃・料金の計算方に従って表示する。

（旅客運賃・料金の割引等に対する表示）

第 8 5 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として関係券片の表面にゴム印の押なつ等により、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、これと異なる表示方またはこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃を割引するもの

・第 5 6 条の規定による被救護者割引

(ア) 被救護者用 (救)

(イ) 付添人用 (添)

(2) 券売機、乗車券印刷発行機、係員用定期乗車券発行機および特急券自動券売機で発行する小児用乗車券類

小、**小** または **小**

(3) 再交付するもの

再 または **再**

(4) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券をその有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継

(5) 定期乗車券を一括発行するもの

括

(6) 定期乗車券の有効期限を調整して発行するもの

調

(7) 定期乗車券で、運行休止のため、相当日数の有効期間の延長をおこなうもの

延

(8) 使用資格者であることの証明書類の携帯を必要とするもの

「証第 号」

(注)「証明書類」とは、第 7 8 条第 1 項に定める旅行証明書をいう。

(9) 通学定期乗車券

「学」

(10) 特別急行券で列車変更をおこなったもの

変

第2節 乗車券類の様式

第1款 普通乗車券の様式

(普通乗車券の様式)

第86条 普通乗車券の様式は次のとおりとする。

(1) 片道普通乗車券（自動券売機用）

ア 片道普通乗車券

表(例示)



5.75cm(裏磁気塗膜)

イ 南海連絡片道普通乗車券

表(例示)



5.75cm(裏磁気塗膜)

備考 (1) 運賃区間は、中百舌鳥駅からの南海線の大人片道普通旅客運賃または着駅名を表示する。

(2) 接続駅は、中もず と表示する。

(2) 片道普通乗車券（大型券）

表(例示)



8.5cm(裏磁気塗膜)

(3) ア 往復普通乗車券

表 (例示)



3.00 cm (裏磁気塗膜)

イ 南海連絡往復普通乗車券

表 (例示)



3.00cm (裏磁気塗膜)

備考 運賃区間は、当社線および南海線の大人片道普通旅客運賃を表示する。

第2款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第87条 定期乗車券の様式は次のとおりとする。

表 (例示)



8.5cm

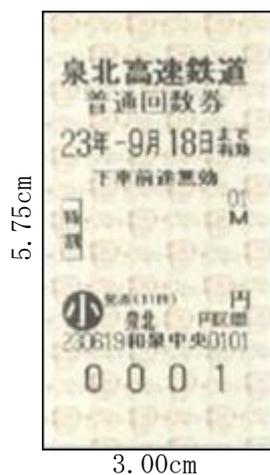
- 備考 (1) 有効期間満了日は、赤書きとする。
(2) 裏は、磁気塗膜とする。

第3款 回数乗車券の様式

(回数乗車券の様式)

第88条 回数乗車券の様式は、次のとおりとする。

表 (例示)



- 備考 (1) 使用時、自動改札機に投入することにより、乗車駅、乗車日時を印字する。
(2) 裏は、磁気塗膜とする。

第88条の2 削除

第 8 8 条 の 3 削 除

第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第89条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

表

甲 (旅客)		泉北高速鉄道				No.	
団体乗車券						年 月 日 発行 駅	
種 別	泉北	割 引 率	泉北	運送引受番号	泉北	号	号
	南海		南海		南海		
		大人	小児	教職員付添人	無	貨	合計
乗車人員							
月/日	発 駅	着 駅	列車番号	発車時刻	途中下車	備 考	
/		→		:	可・不可		
/		→		:	可・不可		
/		→		:	可・不可		
/		→		:	可・不可		
/		→		:	可・不可		
/		→		:	可・不可		
/		→		:	可・不可		
/		→		:	可・不可		
/		→		:	可・不可		
団 体 旅 客 運 賃				円			
記				事			
改 札 証 明 欄							
実 際 乗 降 人 員		乗 車 駅		降 車 駅		備 考	
大 人	小 児	教職員付添人	合 計				

※旅行開始後は、特別な場合を除いて、旅客運賃の払いもどしはいたしません。

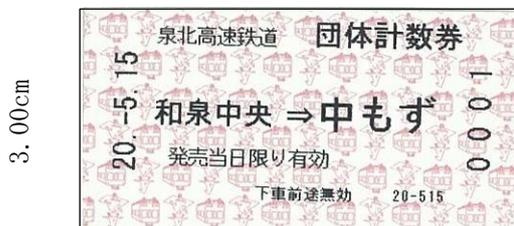
20.9cm

14.9cm

(団体計数券の様式)

第90条 団体計数券の様式は、次のとおりとする。

第1種 片道 表(例示)



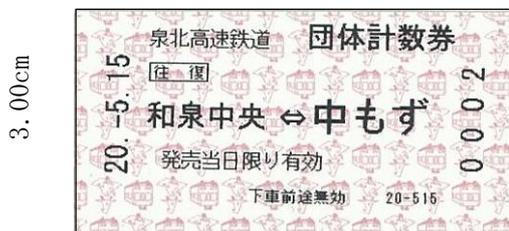
5.75cm(裏磁気塗膜)

第2種 学生片道 表(例示)



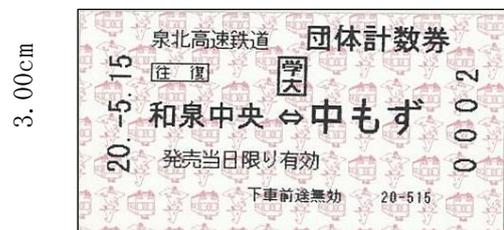
5.75cm(裏磁気塗膜)

第3種 往復 表(例示)



5.75cm(裏磁気塗膜)

第4種 学生往復 表(例示)



5.75cm(裏磁気塗膜)

備考 中百舌鳥駅は(中もず)と表示する。

第5款 削 除

第6款 特殊割引乗車券の様式

(被救護者割引普通乗車券の様式)

第91条 被救護者割引普通乗車券は、第93条の規定による特殊補充券または、第86条の規定による普通乗車券を使用する。

(身体障害者用割引乗車券および知的障害者用割引乗車券ならびに精神障害者用割引乗車券の様式)

第91条の2 身体障害者用割引乗車券および知的障害者用割引乗車券ならびに精神障害者用割引乗車券の様式は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者用および知的障害者用ならびに精神障害者用割引片道普通乗車券
第86条の規定を準用する。
- (2) 身体障害者用および知的障害者用ならびに精神障害者用割引往復普通乗車券
第86条の規定を準用する。
- (3) 身体障害者用および知的障害者用ならびに精神障害者用割引定期乗車券
第87条の規定を準用する。
- (4) 身体障害者用および知的障害者用ならびに精神障害者用割引回数乗車券
第88条の規定を準用する。
- (5) 削除
- (6) 削除

第91条の3 削除

第94条 削除

第4節 特別急行券の様式

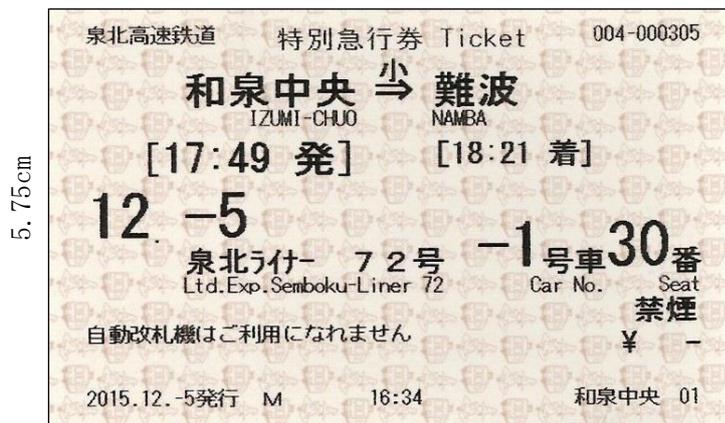
(特別急行券の様式)

第95条 特別急行券の様式は、別に定める場合を除き、次のとおりとする。

第1種 係員用定期券発行機用特別急行券

(1) 特別急行券として発売する場合

表



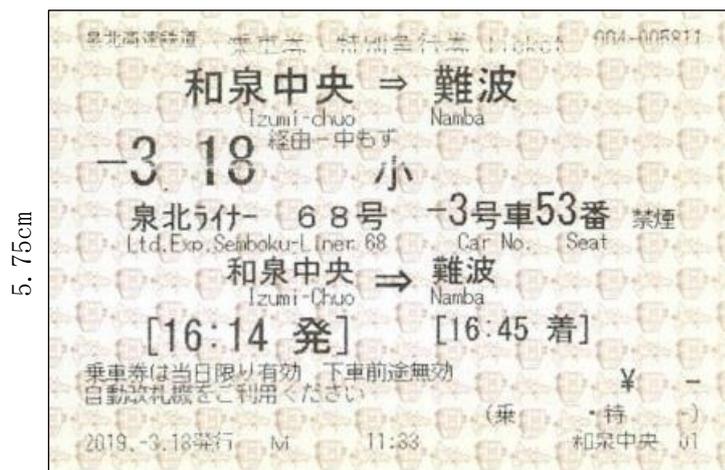
8.5 cm

(裏磁気塗膜)

備考 券面上部に区間・発着時分、中央部に乗車月日・列車名・号車および座席番号を表示し、右方下部に領収額を表示する。

(2) 特別急行券と普通乗車券を1枚で発行する場合

表



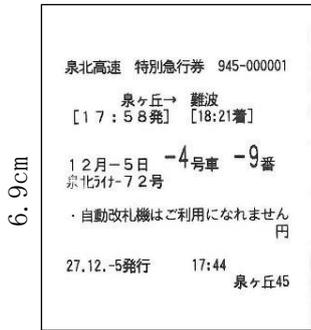
8.5 cm

(裏磁気塗膜)

備考 券面上部に普通乗車券の区間、中央部に乗車月日・列車名・号車および座席番号、特別急行券の区間、発着時分を表示し、右方下部に領収額（内訳を含む）を表示する。

第2種 特急券自動券売機用特別急行券

表



5.8cm

(裏無地)

備考 中央部に乗車月日・号車・座席番号・列車名を表示し、右方下部には領収額を表示する。

第3種 特別急行券（補充用）

表



6.4cm

(裏無地)

備考 この特別急行券は、車内で発売することがある。

(車内特別急行券の様式)

第95条の2 車内特別急行券の様式は、次のとおりとする。

第1種 携帯端末機用

表



5.8cm

(裏無地)

特別急行券の様式

- 備考 (1) 券面上部に区間・発着時分、中央部に乗車月日・列車名・号車・座席番号を表示し、右方下部に領収額を表示する。
 (2) 本券は南海電鉄が発行する。

第2種 補充用

表

7.0cm	甲	北北ライナー	なんば	新今宮	天下茶屋	堺東	金剛	河内長野	林田	橋本	福楽橋	泉ヶ丘	梅美多	光明池	和泉中央	大人
	補充特別急行券・座席指定券	りんかん	らびと				岸和田	泉佐野	尾崎	みさき公園	和歌山駅前	和歌山市	和歌山港	りんどう池	関西空港	小児
	種別			月	日				号	号車						取受額
																円

指定列車1回、1名に限り有効
 利用列車名は種別欄上段に、乗車駅は駅名の上段に、降車駅は駅名の下段に、座席区

12.5cm

(裏無地)

- 備考 (1) この特別急行券は、駅で発売することがある。
 (2) 本券は南海電鉄の乗務員が発行する。

第6章 乗車券類の改札および引渡し

第1節 通 則

(乗車券類の改札)

第96条 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して、自動改札機または係員の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定による外、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が学生証等または旅行証明書の携帯を必要とするものであるときの学生証等または旅行証明書についても同様とする。

(乗車券類の引渡し)

第97条 旅客は、その所持する乗車券類が、効力を失い、もしくは不要となった場合、またはその乗車券類使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券類の改札および引渡し

(普通乗車券の改札および引渡し)

- 第98条** 片道普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を自動改札機にそう入して入きょうし、もしくは係員に呈示し改札を受けるものとする。
- 2 往復普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を自動改札機にそう入して入きょうし、乗車駅および乗車日の印字を受けるものとする。
- 3 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を自動改札機にそう入、もしくは係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

- 第99条** 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際および旅行を終了した際に、当該乗車券を自動改札機にそう入して改札を受けるものとする。
- 2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちに、これを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札および引渡し)

- 第100条** 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を自動改札機にそう入して入きょうし、乗車駅および乗車日の印字を受け、旅行を終了した際に、自動改札機にそう入、もしくは係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券の改札および引渡し)

- 第101条** 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際および途中下車する際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。
- 2 前項の引率者は、団体旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

(特別急行券の改札および引渡し)

- 第102条** 特別急行券を使用する旅客は、当該列車に乗車したときは、当該乗車に必要な乗車券とともに係員にこれを呈示してその確認を受け、使用を終えたときは、これを係員に引渡すものとする。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱箇所)

第103条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、次の各号に定める箇所において行う。

- (1) 旅客運賃・料金の收受
駅または列車内（特別急行列車内において、特別急行料金・増料金を收受する場合に限る。）
- (2) 旅客運賃・料金の払いもどし
旅行中止駅等の所定の駅
- (3) 前各号を除く取扱い
駅または列車内

(払いもどし請求権行使の期限)

第104条 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券類について旅客運賃・料金の收受または払いもどしをする場合の既収額)

第105条 乗車変更の取扱いをした乗車券類について、旅客運賃・料金の收受または払いもどしをする場合は、旅客が現に所持する乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金額を收受しているものとして收受または払いもどしの計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第106条 旅客がその所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に当社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗越し
- (2) 方向変更
- (3) 列車変更
- (4) 団体乗車券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第107条 乗車変更の取扱いは、列車変更を除き、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

(割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第108条 第33条の規定による被救護者割引普通乗車券、その他、区間等に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、その制限をこえる乗車変更の取扱いをしない。

(特別急行券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第109条 特別急行券を所持する旅客が、乗車変更をする場合は、変更しようとする列車に相当の座席の余裕がない場合は、取扱いをしない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第110条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(別途乗車)

第111条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が、乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるとき、その取扱いをしない区間または種類について、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃を収受して取扱う。

2 旅客が、乗車券に表示された発着区間内の未使用区間の駅を発駅として、当該駅から折返して原乗車券の発着区間内を乗車する場合は、前項の規定に準じて取扱う。

第2款 乗 越 し

(乗車券の乗越し)

第112条 旅客はあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、所持する普通乗車券または回数乗車券に表示された着駅を、当該着駅をこえた駅に変更（この変更を「乗越し」という。）することができる。

2 乗越しの取扱いをする場合は、次の各号による旅客運賃を収受する。

(1) 普通乗車券

原乗車券に対する既に収受した旅客運賃と、原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対する普通旅客運賃（乗継普通旅客運賃を含む。以下この章において同じ。）との差額を収受する。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対しても適用のあるものであるときは、その区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(2) 回数乗車券

原乗車券に表示された区間に対する普通旅客運賃（乗継普通旅客運賃を除く。）と原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対する普通旅客運賃（乗継普通旅客運賃を除く。）との差額を収受する。

この場合、原乗車券が割引回数乗車券であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対しても適用のあるものであるときは、その区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(特別急行券の乗越し)

第113条 前条第1項に規定する取扱いを行う乗車券の区間に対して発行された特別急行券を所持する旅客が、特別急行券に対しても前条第1項に規定する変更を希望する場合は、座席の割当上、支障がないことを確認のうえ、その変更を取扱う。

第3款 方 向 変 更

(方向変更)

第114条 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、所持する普通乗車券に表示された着駅を、当該着駅と異なる方向の駅に変更（この変更を「方向変更」という。）することができる。ただし、変更は、1回に限るものとする。

2 前項の取扱いをする場合は、原乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受するものとし、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

- 3 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、所持する普通乗車券に表示された発駅を、当該発駅と異なる方向の駅に変更することができる。この場合は、第1項および第2項の規定に準じて取扱う。

第4款 乗越し・方向変更の競合

(乗越し・方向変更の競合)

- 第115条 旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、所持する乗車券について乗越し・方向変更の取扱いを同時に行うことができる。

第5款 列車変更

(列車変更)

- 第116条 旅客は、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、その所持する特別急行券に表示された列車が乗車駅を出発する時刻までである場合、1回に限り、その列車をその時に発売している他の列車に変更（これを「列車変更」という。）することができる。

第6款 団体乗車券変更

(団体乗車券の行程変更)

- 第117条 団体乗車券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、乗越しまたは方向変更をすることができる。ただし、これらの変更は、特別急行券の変更が伴うものを除き、かつ、その団体旅客の全員が変更する場合で、輸送上支障がない場合に限って取扱う。
- 2 前項の取扱いをする場合は、次の各号による旅客運賃と団体乗車券1枚ごとに220円の手数料（不足額を収受するときに限る。）とあわせて収受する。
- (1) 乗越し
乗越区間について、旅客運賃収受人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。
 - (2) 方向変更
変更区間に対する旅客運賃収受人員について計算した普通旅客運賃と不乗車区間に対する同一の計算による普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第118条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払いもどしの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払いもどし)

第119条 旅客は、当社が乗車変更等の際に収受した手数料は、払いもどしを請求することができない。

(旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第120条 旅客は、第62条の規定により小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃・料金の差額については払いもどしを請求することができない。

第2款 無 札

(乗車券の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第121条 旅客が、次の各号の一に該当する場合は、無札旅客としてそれぞれの区分により計算した普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

号	区 分		運賃計算 区 間	乗車回数	備 考
(1)	係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき		乗車区間	片道	
(2)	別に定める場合を除いて、乗車券に入りようまたは押なつを受けないで乗車したとき				旅客に悪意がなく、その証明のできる場合は除く
(3)	無効となる乗車券で乗車したとき	区間の連続していない乗車券を使用したとき	券面表示区間と区間外を通じた区間	片道	無効となる乗車券とは、第74条または第75条に規定されたもので偽造の乗車券を含む
		2枚以上の普通乗車券または普通乗車券と回数券の場合		使用済み券片（使用済の券片が異なるときは、使用済の券片の少ない方の券片）に対して1券片ごとに1回ずつ片道	
	2枚以上の回数乗車券の場合	乗車区間	片道		
	その他		乗車区間	片道	
(4)	乗車券改札の際にその呈示を拒み、またはその取り集めの際に引渡しをしないとき				
(5)	団体旅客が券面表示事項に違反して乗車したとき	券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させた場合	乗車区間	片道	超過人員または違反した大人人員に対して計算した額を団体申込者から收受する
		その他			全乗車人員に対して計算した額を団体申込者から收受する

(定期乗車券不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第122条 第76条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（第76条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の区分により計算した普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

号	区 分	運賃計算 区 間	乗車回数	備 考
(1)	定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき	券面表示区間	定期乗車券の効力が発生した日から無効の事実を発見した日（以下「発見日」という）まで毎日1往復	
(2)	券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき			
(3)	使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき			
(4)	券面表示事項もしくは、磁気券の券裏面の磁気をぬり消し、または改変して使用したとき			再交付定期乗車券を使用したときは、再交付日から発見日まで
(5)	区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき	券面表示区間と区間外とを通じた区間		効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日から発見日まで
(6)	定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または回数乗車券を使用して、その券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき	普通乗車券との場合 乗車区間	片道	
	回数乗車券との場合	券面表示区間と区間外とを通じた区間	回数乗車券の使用した券片に対して1券片ごとに1回ずつ1往復	
(7)	通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき	券面表示区間	使用資格を失った日から発見日まで	毎日1往復
(8)	有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき		発売日から発見日まで	
(9)	有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき		有効期間満了日の翌日から発見日まで	
(10)	通学定期乗車券を使用する旅客が、第76条の規定による学生証等を携帯していないとき	乗車区間	片道	
(11)	係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき			
(12)	その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき			

(無札旅客の乗車駅不明の場合)

第123条 第121条の無札旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（出発駅の異なる2個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(回数乗車券の使用済回数不明の場合)

第124条 第121条第3号および第122条第6号の規定において、回数乗車券の使用済回数が不明の場合は、使用済み券片を全回数とみなして同条の規定を適用する。

(特別急行券等の無札および不正使用の旅客に対する特別急行料金・増料金等の收受)

第125条 第121条の規定は、特別急行券に準用する。

- 2 第80条の規定に該当する場合は、特別急行料金と、その2倍に相当する額の増料金をあわせて收受する。

第3款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱方)

第126条 旅客が、旅行開始後、乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については無札旅客として第121条または前条の規定による旅客運賃・料金および増運賃・増料金を、前途の乗車区間については、普通旅客運賃・料金を收受し、又、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を收受して、増運賃および増料金は收受しない。

- 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において、再收受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券、回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。
- 3 第1項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券および回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再收受した旅客運賃・料金の払いもどし)

第127条 前条の規定によって普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った旅客は、紛失した乗車券類を発見した場合は、その乗車券類と再收受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券類1枚につき手数料180円を支払い、その旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金および増運賃・増料金を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券紛失の場合の取扱方)

第128条 旅客が、団体乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第126条の規定にかかわらず、220円の手数料を収受して、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券の再交付をすることがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について、既にその旅客運賃の払いもどしをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第129条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が、入きょう前で、かつ、有効期間内であるときに限って、これを発行駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき180円を支払うものとする。

(有効期間の使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし)

第130条 旅客は、有効期間の開始日前の定期乗車券および使用開始前でも有効期間内の回数乗車券を駅に差し出して、既に支払った運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として1枚(回数乗車券については、1冊。以下同じ。)につき220円を支払うものとする。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし)

第131条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻(乗車する列車を指定して発売した団体乗車券については、乗車駅を出発する時刻の2時間前)までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円(保証金を充当して発行したものについては、保証金の額に相当する額。)を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特別急行券を団体乗車券によって発売しているときは、その列車が、乗車券面に表示された乗車駅を出発する時刻までにこれを請求しなければ、当該特別急行券に対する料金の払いもどしを行わない。
- 3 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前各項の規定を準用して旅客運賃を払いもどしすることがある。

(特別急行券に対する料金の払いもどし)

第132条 旅客は、特別急行券（団体乗車券を除く）が不要となった場合は、その指定を受けた列車がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、1人につき次の各号に定める金額（10円未満のは数は、切り捨てる）を手数料として支払い、当該特別急行券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。

- (1) 出発する日の2日前までに請求したときは、既に支払った当該料金の3割相当額
- (2) 出発する日の前日から出発時刻までに請求したときは、既に支払った当該料金の5割相当額

(旅行開始後の旅客運賃の払いもどし)

第133条 旅客は、普通乗車券を使用して旅行を開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車しない区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

(不乗区間に対する旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第134条 旅客は、第62条第2号の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間について、旅客運賃の払いもどしを請求することができない。

(定期乗車券の使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第135条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

- 2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また1か月未満の経過日数は1ヶ月として計算する。
- 3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。
 - (1) 使用経過月数が1か月または3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
 - (2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額
 - (3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額
 - (4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第136条 旅客は、回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った回数旅客運賃から、使用済券片数に対する普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として回数乗車券1冊につき220円を支払うものとする。なお、当該回数乗車券の種類、有効区間および有効期限を同じくするものは同一の回数乗車券とみなす。

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

第137条 旅客は、旅行開始後、次の各号の一に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30日を限度とする。)について、乗車券の有効期間の延長を請求し、または既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき180円を支払うものとする。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき
- (2) 国会からの喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券・回数乗車券または団体乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4 旅客は、第1項および第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとるものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

第138条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例)

第139条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長し、または手数料180円を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

第5款 運行不能および遅延

(列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第140条 事故発生前に購入した乗車券類を所持する旅客は、次の各号の一に該当する事由が発生した場合、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限り、また回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還または、他経路乗車の取扱いに限って請求することができる。

- (1) 列車が運行不能となったとき
 - ア 第141条に規定する旅行中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
 - イ 第142条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
 - ウ 第143条に規定する他経路乗車
 - エ 第145条に規定する不通区間の別途旅行ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
 - (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から2時間以上にわたって目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、または着駅到着時刻に2時間以上遅延したとき
 - ア 第141条に規定する旅行中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
 - イ 第142条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
 - (3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって当該列車に乗車することができないとき
 - ア 第141条に規定する旅行中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし
- 2** 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券および回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内（前売りの乗車券については有効開始前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。

（旅行中止による旅客運賃・料金の払いもどし）

第141条 前条第1項の規定により旅客が旅行を中止した場合は、次の各号に定める額の払いもどしをする。

(1) 乗車券

既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間に対する旅客運賃を差し引いた残額。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、既に乗車した区間に対する旅客運賃を、割引条件のいかんにかかわらず、割引の旅客運賃によって計算する。

(2) 特別急行券

特別急行料金の全額。ただし、指定された特別急行列車の全区間または乗車後その一部区間を乗車することができなくなった場合に限る。

（無賃送還の取扱方）

第142条 第140条第1項の規定による旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号の定めるところによる。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。

(2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。

(3) 旅客が、第2号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃および料金の払いもどしをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については、旅客運賃の払いもどしの取扱いをしない。

(1) 乗車券

ア 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に收受した旅客運賃の全額

イ 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したとき、または旅客が無賃送還中の途中駅に下車したときは、次に定める額

(ア) 原乗車券が無割引のものであるときは、既に收受した旅客運賃から発駅・途中駅間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額

(イ) 原乗車券が割引のものであるときは、既に收受した旅客運賃から、割引条件のいかんにかかわらず、発駅・途中駅間に対する割引の普通旅客運賃を差し引いた額

(2) 特別急行券

第141条第2号の規定を準用する。

3 第1項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該回数乗車券の1回と同一効力を有する特別回数券を交付する。

(他経路乗車の取扱方)

第143条 第140条第1項の規定による他経路乗車を取扱う場合は、旅客は、その乗車券に表示された着駅に至る他の最短経路による乗車をすることができる。ただし、他の経路による乗車中に途中下車をすることができない。

(旅客運賃・料金の払いもどし駅)

第144条 第141条または第142条の規定により旅客運賃・料金の払いもどしを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で、旅客運賃・料金の払いもどしの請求をしなければならない。

(1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は旅行中止駅

(2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は送還を終えた駅

(不通区間の別途旅行の取扱方)

第145条 第140条の規定により列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客が当社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に前途の駅から乗継ぎをするときは、あらかじめ係員に申し出て、不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗車区間に対する旅客運賃の払いもどしを請求するものとする。

(運行休止の場合の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第146条 定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅に差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間数を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運賃を次の日数で除し、その1円未満のは数を1円単位に切り上げた日割額（別表第3号）に休止日数を乗じは数計算した額

ア 有効期間が1カ月のものにあつては30日間

イ 有効期間が3カ月のものにあつては90日間

ウ 有効期間が6カ月のものにあつては180日間

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除して、は数計算した額

（運行不能・遅延等の場合のその他の請求）

第147条 旅客は、第140条または第161条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第140条から前条または第161条第4項に定める取扱いに限りて請求することができる。

2 旅客は、列車の運行不能もしくは遅延が発生した場合、車両の故障等または第161条第2項に規定する手回り品の内容の点検もしくは同条第3項に規定する協力の求めに応じたことにより列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

（遅延等の場合の特別急行料金の払いもどし）

第148条 特別急行券を所持する旅客が、次の各号の1に該当する場合は、その特別急行料金の全額の払いもどしを請求することができる。

(1) 運輸上の支障その他旅客の責任とならない事由によって座席を使用することができなくなった場合

(2) 特別急行列車が出発時刻に2時間以上遅延したため、または遅延することが確実なため、当該特別急行列車の利用を取りやめたとき

(3) 特別急行列車が着駅到着時刻に2時間以上遅延して到着したとき

第6款 誤乗および誤購入

（誤乗区間の無賃送還）

第149条 旅客（定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限りて、最近の列車によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

第150条 旅客が無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間および既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券類の誤購入の場合の取扱方)

第151条 旅客が、誤ってその希望する乗車券類と異なる乗車券類を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一・類似その他やむを得ないと認められ、かつ、係員がその事由を認めたときは、正当な乗車券類に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃・料金と正当な旅客運賃・料金を比較し、不足額は収受し過剰額は払いもどしをする。

第8章 入 場 券

(入場券の発売)

第152条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入し、これを所持していなければならない。ただし、6歳以上の入場券所持者が随伴する6歳未満の者2人までについては、この限りでない。

(入場券の料金)

第153条 入場券の料金は、次のとおりとする。

大人	1枚につき	180円
小児	1枚につき	90円

(入場券の効力)

第154条 入場券は、発売駅で、発売当日中に1人1回2時間以内に限って、使用することができる。

2 入場券所持者は、列車内に立ち入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第155条 入場券は、次の各号の一に該当する場合は無効として回収する。

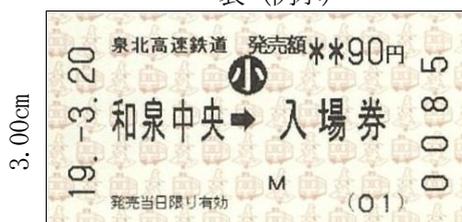
- (1) 券面表示事項もしくは、磁気券の券裏面の磁気をぬり消し、または改変して使用したとき
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき
- (3) 大人が小児の入場券を使用したとき
- (4) 入場後2時間を越えたとき
- (5) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

(入場券の様式)

第156条 入場券の様式は次のとおりとする。

表 (例示)



(裏磁気塗膜)

2 入場券には、表面に第83条第1号で規定する字模様を印刷する。

(入場券の改札および引渡し)

第157条 入場券は、入場の際に自動改札機にそう入、もしくは係員に呈示して改札を受けるものとする。

- 2** 入場券は、その使用を終えたときは直ちに自動改札機にそう入、もしくは係員に引き渡すものとする。
その効力を失った場合も同様とする。

(使用時間が経過した入場券の取扱い)

第158条 入場券で入場後、2時間を越えた場合には、越えた時間に対して2時間ごとに入場料金を加算する。

(無札入場者)

第159条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合、または第155条第1項の規定により、入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第153条の規定による入場料金を収受する。

- 2** 前項の規定は、第155条第2項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

第160条 第6条の規定により、入場券の使用を制限し、または停止した場合は、入場券を所持する者によっては入場料金の払いもどしをする。

- 2** 前項による場合の外、入場料金の払いもどしはしない。

第 9 章 手回り品

(手回り品および持込禁制品)

第 1 6 1 条 旅客は、第 1 6 2 条または第 1 6 3 条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の一に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表 2 に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（適切に梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、または第 1 6 2 条第 3 項に規定する身体障害者補助犬、盲導犬および第 1 6 3 条第 1 項の規定により持ち込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

2 手回り品中に危険品または刃物（適切に梱包されたものを除く。）の車内への持ち込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第 2 項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項第 1 号および第 2 号に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は、第 1 4 0 条第 1 項第 1 号アおよびイのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第 2 項および第 3 項前項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

（注）別表 2 に定める適用除外の物品および第 2 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が外部に漏れ出ることがないように措置することとする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

(無料手回り品)

第 1 6 2 条 旅客は、列車の状況により、運輸上支障を生じるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が 2 5 0 センチメートル以内のもので、その重量が 3 0 キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルをこえる物品は、車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の一に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 旅客は列車の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の一に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第16条第1項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第12条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

（注） 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

（有料手回り品および手回り品料金）

第163条 旅客は、小犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣およびへびの類を除く。）であつて、次の各号に該当するものは、前条第1項に規定する制限内である場合に限り、当社の承諾を受け、手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであつて、3辺の最大の和が、120センチメートル以内の専用の容器に収納したもの

(2) 専用の容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

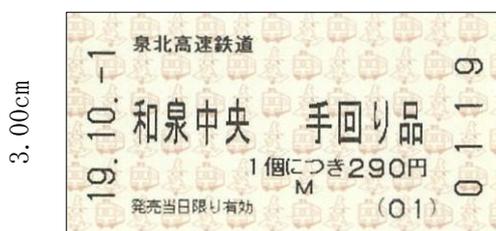
2 手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに、1個について290円とする。

（手回り品切符）

第164条 第163条の規定により手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、手回り品切符またはこれに代わる特別補充券を交付する。

2 手回り品切符の様式は次のとおりとする。

表(例示)



5.75cm

（裏磁気塗膜）

3 手回り品切符には、表面に第83条第1号で規定する字模様を印刷する。

(手回り品切符の使用条件)

- 第165条** 手回り品切符またはこれに代わる特別補充券は、これに表示された条件に従って当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限って有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。
- 2** 手回り品切符またはこれに代わる特別補充券は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示して改札を受けた後、当該有料手回り品とともに携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを明示することとし、下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

- 第166条** 旅客が持込禁制品、または無料手回り品・有料手回り品の範囲をこえる物品を、当社の承諾を受けずに、車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ次の各号により料金および増料金を収受する。
- (1) 第161条第1項第1号から第7号までの規定による物品を持ち込んだとき手回り品料金およびその10倍に相当する増料金を収受するほか、危険品にあつては、次により計算した増料金
- | | | |
|-----------|-----------|--------|
| イ 火薬品 | 1キログラムにつき | 1,000円 |
| ロ その他の危険品 | 1キログラムにつき | 300円 |
- (2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき
手回り品料金およびその2倍の増料金
- 2** 着駅において、旅客が持込禁制品または第162条・163条の規定による持込制限をこえる物品を、当社の承諾を受けずに、車内に持ち込んだことを発見したときは、前項の規定を準用する。

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

- 第167条** 旅客が、第161条第1項ただし書き第1号から第7号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

- 第168条** 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について第166条第1項の規定を準用する。

(手回り品の保管)

- 第169条** 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

別 表

別表1(規則第46条、第49条関係)

別表1

旅客運賃表

(規則第46条、第48条関係)

キロ程		1～2 キロ	2～4 キロ	4～6 キロ	6～8 キロ	8～10 キロ	10～12 キロ	12～14 キロ	15 キロ	
普通 旅客運賃		180	200	220	240	260	280	300	320	
		(90)	(100)	(110)	(120)	(130)	(140)	(150)	(160)	
回数 旅客運賃		1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000	3,200	
		(900)	(1,000)	(1,100)	(1,200)	(1,300)	(1,400)	(1,500)	(1,600)	
定期 旅客 運賃	通勤	1カ月	6,950 (3,480)	7,770 (3,890)	8,590 (4,300)	9,400 (4,700)	10,220 (5,110)	11,040 (5,520)	11,860 (5,930)	12,670 (6,340)
		3カ月	19,810 (9,910)	22,150 (11,080)	24,490 (12,250)	26,790 (13,400)	29,130 (14,570)	31,470 (15,740)	33,810 (16,910)	36,110 (18,060)
		6カ月	37,530 (18,770)	41,960 (20,980)	46,390 (23,200)	50,760 (25,380)	55,190 (27,600)	59,620 (29,810)	64,050 (32,030)	68,420 (34,210)
	通学	1カ月	3,030 (1,520)	3,400 (1,700)	3,780 (1,890)	4,160 (2,080)	4,530 (2,270)	4,910 (2,460)	5,290 (2,650)	5,660 (2,830)
		3カ月	8,640 (4,320)	9,690 (4,850)	10,780 (5,390)	11,860 (5,930)	12,920 (6,460)	14,000 (7,000)	15,080 (7,540)	16,140 (8,070)
		6カ月	16,370 (8,190)	18,360 (9,180)	20,420 (10,210)	22,470 (11,240)	24,470 (12,240)	26,520 (13,260)	28,570 (14,290)	30,570 (15,290)

() 内は小児運賃

光明池駅～和泉中央駅および同区間と他の区間にまたがって乗車する場合は、次の金額を加算する。

(大人) 普通20円

(小児) (回数) の各運賃は、加算後の大人普通運賃を基礎として算出する。

(定期) 通勤1カ月 1カ月定期+840円

通勤3カ月 (1カ月定期+840円) × 3 × 0.95

通勤6カ月 (1カ月定期+840円) × 6 × 0.9

通学1カ月 1カ月定期+390円

通学3カ月 (1カ月定期+390円) × 3 × 0.95

通学6カ月 (1カ月定期+390円) × 6 × 0.9

別表2(規則第161条)

危 険 品

別表2

(規則第161条関係)

品 目 番 号	危 険 品 の 品 目	適 用 除 外 の 物 品
1	<p>火薬品</p> <p>(1) 火薬 ア 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬 イ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬 ウ 過塩素酸塩を主とする火薬 (2) 爆薬 ア 雷こう、その他の起爆薬 イ 硝安爆薬 ウ 塩素酸カリ爆薬 エ カーリット オ その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 カ 硝酸エステル キ ダイナマイト類 ク ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (3) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管、導爆線、雷管又は火管付装薬きょう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射機用ロケット、その他の火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>1 銃用火薬で、容器荷造との重量が1キログラム以内のもの</p> <p>2 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した次に掲げるもの 銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの</p> <p>3 銃用実包又は銃用空包で、弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動、衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内(競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内)のもの</p>
2	<p>高圧ガス</p> <p>(1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス(二酸化炭素)、亜酸化窒素ガス(空気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他の圧縮ガス (2) 液体ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フレオン-12、フレオン-22、液化シアン化水素(液体青酸)、塩化エチル、塩化メチル(メチルクロライド)、液化塩化エチレン、塩化ビニルモノマ、液化メタン、その他の液化ガス</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>1 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの</p> <p>2 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの</p>

別表2(規則第161条)

3	マッチと軽火工品	<p>(1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄リンマッチ</p> <p>(2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、信号火せん、 発煙信号かん(発煙筒含む。)、発煙剤、煙火、 がん具煙火、競技用紙雷管(大型紙雷管を含む。)、 がん具用軽火工品、始動薬、冷始動薬(始動栓、 発火薬又は着火器ともいう。)、冷始動発熱筒、 始発筒、その他の軽火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>1 安全マッチで、容器荷造とも重量が3キログラム以内のもの</p> <p>2 導火線又は電気導火線で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの</p> <p>3 がん具煙火、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品で容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの</p> <p>4 信号えん管及び信号火せんで実重量が500グラム以内のもの</p> <p>5 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱筒及び始動筒で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの</p>
4	油紙、油布類	<p>(1) 油紙、油布とその製品</p> <p>(2) 擬ウールじゅうとその製品</p> <p>(2) 動植物油脂ろうを含有するその他の動植物性繊維</p>	<p>容器・荷造とも重量が5キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
5	可燃性液体	<p>(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナフタ、コールタール軽油、ベンゼン(ベンゾール)、トルエン(トルオール)、キシレン(キシロール又はザイロール)、メタノール(メチルアルコール又は木精)、アルコール(変性アルコールを含む。) アセトン、二硫化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテル、コロジオン、クロロシラン、アセトアルデヒド、パラアルデヒド、ジエチルアルミニウム、モノクロライド、モノメチルアミン、トリメチルアミンの水溶液、ジメチルアミン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エチル、酢酸メチル、 義酸エチル、プロピルアルコール、ビニルメチルエーテル、臭化エチル(エチルプロマイド)、 酢酸ブチル、アルミアルコール、ブタノール(ブチルアルコール)、 フーゼル油、松根油、テレピン油(松精油)、灯油(石油)、軽油(ガス油)、 重油(バンカー油、ディーゼル重油)、ペンキ、 その他の可燃性液体及びその製品</p> <p>(2) ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)</p> <p>(3) ニトロトルエン(ニトロトルオール)</p>	<p>1 ペンキであって密封した容器に収納した1個の重量が10キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>2 可燃性液体〔ペンキ、ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)、ニトロトルエン(ニトロトルオールを除く。)]及びその製品で、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のものは手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>

別表2(規則第161条)

6	可燃性固体	<p>金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る。）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 写真用せん光粉（マグネシウム粉）又はアルミニウム粉で飛散するおそれのない容器に密閉したもので、その実重量が500グラム以内のもの 2 可燃性固体を主剤とする薬品類で、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
7	吸湿発熱物	<p>ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）</p>	<p>乾燥した状態のカーバイドで、破損する恐れのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p>
8	酸類	<p>(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スフリル含む。） 沸化水素酸</p> <p>(2) 薬液を入れた鉛蓄電池</p>	<p>次に各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 酸類で、密閉した容器に収納し、かつ、破損する恐れのないよう荷造した0.5リットル以内のもの 2 薬液を入れた鉛蓄電池で、賢固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
9	酸化腐しよく剤	<p>塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（ブロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスルホクロリット、四塩化チタン、三酸化クローム（無水クロム酸）、過酸化ベンゾイル、シリコン AC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込めることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 酸化腐しよく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの 2 晒粉及び酸化腐しよく剤製品で、容器荷造ともの重量が3キログラム以内のもの 3 水酸化カリウム（苛性カリ）で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した実重量が25グラム以内のもの
10	揮散性毒物	<p>硫化ジメチル（ジメチル硫酸）、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの 2 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの

別表2(規則第161条)

11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素（ラジオ・アイソトープ）	
12	セルロイド質	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半製品	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実重量が300グラム以内のもので適宜の荷造資材によって荷造したもの 2 実重量が300グラムをこえるもので、次により荷造したもの。ただし、映画用フィルムを除く。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不燃性セルロイド（酢酸セルロースを原料とするもの）適宜の荷造資材によって荷造したもの (2) 可燃性セルロイド 厚さ9ミリメートル以上の用材を使用した隙間のない木箱に入れたもの 3 実重量が300グラムをこえる映画用フィルムで、次により荷造したもの <ol style="list-style-type: none"> (1) ファイバー等の不燃性電気絶縁物質性容器に収納し、振動衝撃等によりふたが開くことのないよう荷造したもの (2) フィルム容器に入れ、かつ帆布製の袋（JES 繊維3,101の上線布8号若しくは並綿8号又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したもので、二重底とし、上ぶた布又は中ぶた布をつけたもので、かつ、金属製品を使用しないものに限る。）に入れたもの (3) フィルム容器に入れ、かつ直径約9ミリメートルのわらなわ又はこれと同等以上の強度を有する鋼等で中ゆわきをし、次の規格による用紙で包装したうえ、中ゆわきと同等以上の強度を有する鋼3本を十文字にかけ2箇所を胴じめをし、手さげをつけたもの <ol style="list-style-type: none"> ア 強度 クラフト紙63キログラム以上のものを2枚貼り合わせかつ、しわよせしたもので縦、横いずれの方向に対しても6kg/cmの抗張力を有するもの イ 防火性 マッチ一本で点火した場合、着火しない程度の防火剤を塗布したもの ウ 包装用紙の証明 包装用紙の表に、製作者が(ア)及び(イ)に規定する規格に基づいて製作したものであることを表示する「映画用フィルム包装紙国鉄規格品」の字句及び製作者名が印刷してあるもの

別表2(規則第161条)

13	農薬	銅材、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉍油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	<ol style="list-style-type: none"> 1 農薬取締法、(昭和23年法律第82号)の適用を受けないものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。 2 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
----	----	---	---

備考 この表において「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので容器・荷造等の重量は含まない。